

平成 30 年改正著作権法における 「柔軟な権利制限規定」の適用場面

令和元年度 著作権委員会 第 2 部会

佐竹 勝一, 中井 宏行, 岩本 牧子,
中川 勝吾, 佐々木 香織

要 約

平成 30 年改正著作権法では、「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備」として、著作権法 30 条の 4、47 条の 4、47 条の 5 が新たに導入された。これらの規定は、近年その進歩が著しい IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術の利用ニーズへの対応のために導入された新たな権利制限規定であるが、従来の権利制限規定のあり方とは大きく異なり、画期的な内容を含んでいると言われている。もっとも、これらの規定が具体的にいかなる場面で適用されるのかについて、条文からは必ずしも明確でない。

そこで、令和元年度著作権委員会において著作権法 30 条の 4、47 条の 4、47 条の 5 の具体的な適用場面について調査研究を行った結果、これまでは著作権者の許諾なしでは認められていなかった利用目的や場面において著作物の利用を可能とする内容を含むものであり、これまでより一層、著作物の利用の円滑化が図られていることが分かった。本書では、調査研究を行った結果を報告する。

【目次】

1. はじめに

- (1) 平成 30 年改正著作権法の内容
- (2) 30 条の 4、47 条の 4、47 条の 5 の適用場面

2. 著作権法 30 条の 4 について

- (1) 著作権法 30 条の 4 の内容（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）
- (2) 30 条の 4 第 1 号（著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合）の具体例
- (3) 30 条の 4 第 2 号（情報解析の用に供する場合）の具体例
- (4) 30 条の 4 第 3 号（著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用に供する場合）の具体例
- (5) 30 条の 4 柱書（その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合）の具体例

3. 著作権法 47 条の 4 について

- (1) 著作権法 47 条の 4 の内容（電子計算機における著作物利用に付随する利用等）
- (2) 47 条の 4 第 1 項（電子計算機における利用を円滑または効率的に行うための付随的利用）の具体例
- (3) 47 条の 4 第 2 項（電子計算機における利用の状態維持または回復のための利用）の具体例

4. 著作権法 47 条の 5 について

- (1) 著作権法 47 条の 5 の内容（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）
- (2) 47 条の 5 第 1 項第 1 号（所在検索サービス）の具体例
- (3) 47 条の 5 第 1 項第 2 号（情報解析サービス）の具体例
- (4) 47 条の 5 第 1 項第 3 号（電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、その結果を提供する行為であって、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令に定めるもの）の具体例

5. 終わりに

1. はじめに

(1) 平成 30 年改正著作権法の内容

デジタル・ネットワーク技術の進展により、新たに生まれる様々な著作物の利用ニーズに的確に対応し、著作物の利用をより円滑に行えるようにするため、平成 30 年 5 月 18 日、「著作権法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 30 号）」（以下、「改正法」という。）が可決・成立し、同月 25 日に公布され、一部の規定を除き、平成 31 年 1 月 1 日に施行された（下記①、③及び④）。なお、下記②についても、令和 2 年 4 月 28 日に施行された。

改正法は、①「デジタル化・ネットワーク化の進展

に対応した柔軟な権利制限規定の整備」(30 条の 4, 47 条の 4, 47 条の 5 等関係), ②「教育の情報化に対応した権利制限規定等の整備」(35 条等関係), ③「障害者の情報アクセス機会の充実に係る権利制限規定の整備」(37 条関係), 及び④「アーカイブの利活用促進に関する権利制限規定の整備等」(31 条, 47 条, 67 条等関係)を主な内容とする⁽¹⁾。

とりわけ, 上記①「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備」として制定された 30 条の 4, 47 条の 4, 47 条の 5 の規定は, 従来の権利制限規定のあり方とは大きく異なり, 画期的な内容を含んでいると言われている⁽²⁾。

この 30 条の 4, 47 条の 4, 47 条の 5 の規定は, 近年その進歩が著しい IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術の利用ニーズへの対応のために導入された規定である。

すなわち, IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術を活用するためには, 著作物を含む大量の情報の集積・組合せ・解析が必須であるところ, 平成 30 年改正前の著作権法では, 著作権者の許諾なく著作物を利用できる場合に関する規定(いわゆる権利制限規定)が利用目的や場面ごとに一定程度個別具体的に規定されているにとどまっていたことから, この個別具体的な権利制限規定に該当しない利用目的や場面における著作物の利用行為が形式的に違法となってしまう, 萎縮効果によって, 新しい技術の利用ニーズに対応することが困難であった⁽³⁾。

そこで, 改正法は, 上記①「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備」として, 30 条の 4, 47 条の 4, 47 条の 5 を制定し, 権利制限規定をこれまでの個別具体的な形から, より柔軟な形にして, 従前よりもさらに円滑な著作物の利用を可能とし, 新しい技術の利用が促進されるように法整備を行ったものである。

(2) 30 条の 4, 47 条の 4, 47 条の 5 の適用場面

改正法で導入された 30 条の 4, 47 条の 4, 47 条の 5 については, 様々な文献にて解説がなされている⁽⁴⁾。もっとも, 条文の構造は複雑であり, また, 従前の改正経緯を踏まえた理解も必要であることから, 改正法がいかなる場面で適用されるのか理解することは容易ではない。

そこで, 本書においては, 改正法において導入され

た規定のうちの上記①「デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定の整備」として規定された 30 条の 4, 47 条の 4, 47 条の 5 に着目し, これら規定が具体的にどのような場合において適用されるのか, いかなる場合において権利制限が認められ, 著作権者の許諾なく著作物の利用が可能となるのかについて, 具体例を紹介しながら説明を行う。

2. 著作権法 30 条の 4 について

(1) 著作権法 30 条の 4 の内容(著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用)

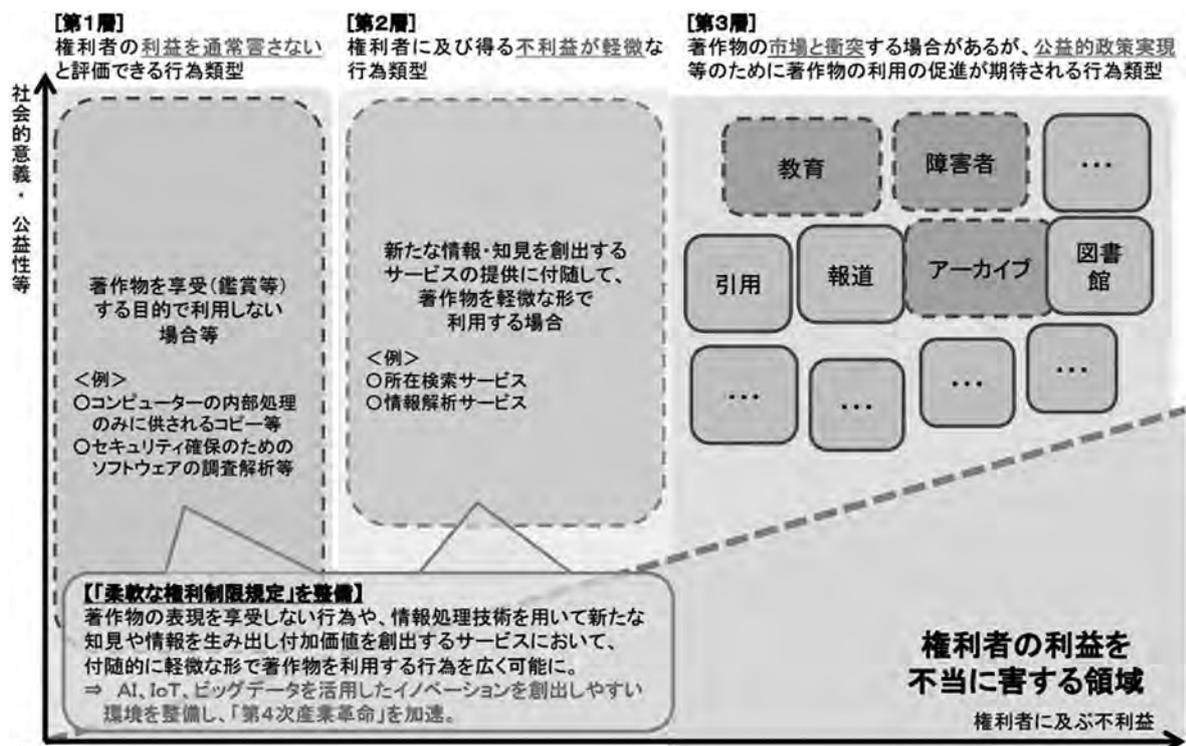
著作権の権利制限については, 平成 29 年 4 月の文化審議会著作権分科会報告書⁽⁵⁾において, 著作権者に及び得る不利益の度合いに応じて 3 つの層に整理する形で分類され, それぞれ適切な柔軟性を確保して規定を整備することが適当であるとされていた。

具体的には, 「権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型」(第 1 層), 「権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型」(第 2 層), 及び「著作物の市場と衝突する可能性があるが, 公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型」(第 3 層)の 3 類型である。

改正法において導入された規定のうち 30 条の 4 及び 47 条の 4 は第 1 層に, 47 条の 5 は第 2 層にそれぞれ対応した規定であり, これら行為類型について, 柔軟な権利制限規定を設け, 円滑な著作物の利用を図り, IoT・ビッグデータ・人工知能といった新しい技術の利用を促進しようとしたものである⁽⁶⁾。

著作権法 30 条の 4 は, 著作物の録音, 録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合(1号), 情報解析の用に供する場合(2号), 著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用に供する場合(3号), 及び, その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合(柱書)においては, その必要と認められる限度において, 著作物の利用を認める規定である。

著作物が有する経済的価値は, 通常, 市場において, 著作物の視聴等をする者が当該著作物に表現された思想又は感情を享受してその知的・精神的欲求を満たすという効用を得るために対価の支払をすることによって現実化されていると考えられるところ, 30 条



文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律案 概要説明資料」(2018年)2頁より

の4に規定されたような著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為は、著作物に表現された思想又は感情を享受しようとする者からの対価回収機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと評価できることから、著作物の利用を認めることとしたものである。

以上の意味において、30条の4は、上述した第1層に相当すべき行為態様(「権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型」)について、権利制限規定を整備したものといえることができる⁽⁷⁾。

なお、上記行為態様に該当する場合であっても、「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる」(30条の4本文但書)場合は、当該著作物の利用は認められない。

(2) 30条の4第1号(著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合)の具体例

ア はじめに

30条の4第1号は、「著作物の録音、録画その他の利用に係る技術の開発又は実用化のための試験の用に供する場合」には著作物の利用を認めている。

以下、具体例を挙げて、1号に該当する場合、1

号に該当しない場合、あるいはその判断が分かれ得る場合について紹介する。

イ 具体例-1号に該当する場合

以下の行為は、「技術の開発又は実用化の試験の用に供する」ための行為であるから、1号に該当し、著作権侵害にはならない。

① 美術品の複製に適したカメラやプリンターを開発するために美術品を試験的に複製する行為⁽⁸⁾

このような行為は、通常、画像の歪みのなさや色合いの再現性等、開発中のカメラ等が求められる機能・性能を満たすものであるか否かを検証することを専ら目的として行われるものであり、当該美術品の鑑賞を通じて、鑑賞者の知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為であり、1号に該当すると考えられる。

② 複製に適した和紙を開発するために美術品を試験的に複製する行為⁽⁹⁾

このような行為も、通常、インクや金箔の見え方や耐久度等、開発対象の和紙が求められる機能・性能を満たすものであるか否かを確認することを専ら目的として行われるものであることから、①と同様、1号に該当すると考えられる。

③ 動画圧縮技術の開発のため、テレビの放送番組を実験的に録画・変換する行為⁽¹⁰⁾

このような行為は、動画の圧縮が適切に行われるかといった技術的な側面を検証することを専らの目的として行われるものであり、当該番組の視聴を通じて、知的・精神的欲求を満たすという効用を得ることに向けられた行為ではないものと考えられることから、著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為であり、1号に該当すると考えられる。

④ 高音質の録音技術の開発のため、楽曲を録音する行為

このような行為も、高音質で楽曲の録音が適切に行われるかといった技術的な側面を検証することを専らの目的として行われるものであるから、③と同様に、1号に該当すると考えられる。

⑤ HDDレコーダーの開発過程で、HDDの耐久性を調べるために、映画を1万回（上書き）複製する行為⁽¹¹⁾

このような行為は、HDDの耐久性を調べるという技術的な側面を検証することを専らの目的として行われるものであるから、③や④と同様に、1号に該当すると考えられる。

ウ 具体例－1号に該当しない場合

以下の行為は、主たる目的が「技術の開発又は実用化の試験の用に供するため」であっても、同時に「著作物に表現された思想又は感情」の享受を目的としていることを否定できないことから、1号は適用されず、著作権侵害になると考えられる。

⑥ 人を感動させるような映像表現の技術開発目的であると称して多くの一般人を招待して映画の試験上映会を行う行為⁽¹²⁾

このような行為は、その主たる目的が人を感動させるような映像表現の技術の開発であったとしても、一般人において、上映された映画の表現内容を理解したうえで、表現上の特徴に着目して作品を見て、楽しむといった知的・精神的欲求を満たす行為にまで及んでいることは否定できないことから、「著作物に表現された思想又は感情」の享受を目的としていることは否定できず、したがって、1号に該当するということはできないと言わざるを得ないであろう。

エ 具体例－判断が分かれ得る場合

以下の行為は、「技術の開発又は実用化の試験の用に供する」ための行為であるが、その過程で、「著作物に表現された思想又は感情」が享受されている可能性がある場合であり、1号該当性が肯定されるのか否定されるのかその判断が分かれ得る場合である。

⑦ DVDの開発過程で、再生が正しく機能するかを検証するために様々な映画を再生する行為⁽¹³⁾

このような行為は、DVDの開発のためであるものの、開発の過程において、必然的に、映画を再生し、映画を知覚する（見る）という行為を経ることが避けられない。

もっとも、単に知覚のみにとどまり、「著作物に表現された思想又は感情」を享受することを目的とするものでなければ、1号の適用は認められるところ（柱書参照）、結局は、当該行為がどのような目的で行われたかによって1号該当性が判断されることになるかと解されるべきである。

したがって、映画の再生がDVDの開発のため、すなわちDVDの再生が正しく機能するかどうかを検証するためにのみ行われたのであれば、1号に該当することとなり、他方、映画の再生がDVDの再生が正しく機能するかどうかという検証目的にとどまらず、映画を楽しむ、鑑賞するといった目的をも含むような場合であれば、1号には該当しないこととなると考えられる。

なお、映画の再生の目的がいずれにあるのかは、映画の再生を行ったものの主観のみならず、映画の再生の状況（例えば、映画の鑑賞者が誰であるか、多数なのか少数なのか、映画の再生時間の長短）などの客観的な事情も考慮のうえ判断されるとされる⁽¹⁴⁾。

⑧ 楽器の開発のために試験的に楽曲を演奏する場合⁽¹⁵⁾

上記⑦で述べたところと同様に、楽曲の演奏が楽器の開発のためにのみ行われたのであれば、1号に該当することとなり、他方、楽曲の演奏が楽器の開発目的にとどまらず、楽曲を楽しむ、鑑賞するといった目的をも含むような場合であれば、1号には該当しないこととなると解されるべきである。

そして、楽曲の演奏の目的がいずれにあるのかは、楽曲の演奏を行ったものの主観のみならず、楽

曲の演奏の状況（例えば、楽曲の全体の演奏なのか、一部の演奏なのか、鑑賞者が誰であるのか）などの客観的な事情も考慮のうえ判断される⁽¹⁶⁾。

(3) 30条の4第2号（情報解析の用に供する場合）の具体例

ア はじめに

30条の4第2号は、「情報解析の用に供する場合」には著作物の利用を認めている。「情報解析」とは、「多数の著作物その他の大量の情報から、当該情報を構成する言語、音、映像その他の要素に係る情報を抽出し、比較、分類その他の解析を行うこと」と規定されている。

以下、2号に該当する典型的な具体例を紹介する。

イ 具体例－2号に該当する場合

以下の行為は、「情報解析の用に供する」ための行為であるから、2号に該当し、著作権侵害にはならない。

⑨ 深層学習（ディープラーニング）の方法による人工知能の開発のための学習用データとして著作物をデータベースに記録する行為⁽¹⁷⁾

情報解析の定義については、平成30年改正前の著作権法において「統計的な」という要件が課されていたが、改正法によりこの要件が削除されたことから、統計的な解析にとどまらず、代数的、幾何学的な解析も必要であるディープラーニングで用いられる解析行為も2号の対象となるものと考えられる。

⑩ 「令和」という言葉が、改元当日の新聞朝刊で何回使われたかを、コンピューターで数えるために、OCRで読み込んで複製する行為⁽¹⁸⁾

⑪ 「令和」という言葉が、改元当日の新聞朝刊で何回使われたかを、人力で数えるために、新聞をコピーして切り抜いてカードを作る行為⁽¹⁹⁾

「情報解析」は電子計算機によるものに限られず、人の手で行われる情報解析も含まれることから、このような行為も2号に該当すると考えられる。

⑫ 人工知能に学習させるために、新聞を入力（複製）する行為⁽²⁰⁾

⑬ 新聞における特定の単語の用いられ方を解析するための新聞のコピー⁽²¹⁾

⑭ テレビ番組を大量に録画してどのような映像がどのくらいの頻度映るのかを解析する行為⁽²²⁾

⑮ 他社のためにAI開発用データセットを作成し、

複数事業者で共有する行為⁽²³⁾

2号では「…の用に供する場合」と規定されていることから、自ら解析を行う場合のみならず、情報解析を行う他人のために、著作物を複製し、当該情報解析を行う他人に譲渡・公衆送信することも可能であると解されている。

(4) 30条の4第3号（著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用に供する場合）の具体例

ア はじめに

30条の4第3号は、「著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく当該著作物を電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用に供する場合」には著作物の利用を認めている。

以下、3号に該当する典型的な具体例を紹介する。

イ 具体例－3号に該当する場合

以下の行為は、「著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく」当該著作物を電子計算機による情報処理の過程において利用する行為であるから、3号に該当し、著作権侵害にはならない。

⑯ コンピューターの情報処理の過程において、バックエンドで行われる著作物のコピー等⁽²⁴⁾

このような行為の場合、コピーされるデータは、人が全く知覚することなく利用されるものであることから、3号に該当すると考えられる。

⑰ 肉質を良質にするために牛に音楽を聴かせる目的やおいしくするためにお酒に音楽を聴かせる目的でCDをコピーする行為⁽²⁵⁾

3号では、「電子計算機による情報処理の過程における利用その他の利用」と規定されていることから、「電子計算機による情報処理の過程における利用」に限らず、「著作物の表現についての人の知覚による認識を伴うことなく」利用する場合であれば「その他の利用」として本号に該当することとなる。このような行為は「その他の利用」として3号に該当すると考えられる。

(5) 30条の4柱書（その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合）の具体例

ア はじめに

30条の4柱書は、「次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」には著作物の利用を認めている。

そして、「次に掲げる場合その他の」と記載されていることから、「次に掲げる場合」すなわち、1号ないし3号の場合は例示であって、1号ないし3号には当たらない場合であっても、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」には柱書が適用されると考えられている⁽²⁶⁾。この点、後述する47条の4第1項及び第2項の柱書の場合においては、「次に掲げる場合その他これらと同様に」と記載されているところ、「次に掲げる場合」すなわち、1号ないし3号の場合から外れたところがすべて柱書で引き受けられるわけではないと考えられていることは異なるものである。

以下、1号ないし3号には直接該当しないものの、柱書に該当する場合、柱書にも該当しない場合、あるいはその判断が分かれ得る場合の具体例を紹介する。

イ 具体例－柱書に該当する場合

⑱ リバース・エンジニアリング⁽²⁷⁾

プログラムの調査解析を目的とするプログラムの著作物の利用（いわゆる「リバース・エンジニアリング」）が柱書に該当する具体例として挙げられている。

ウ 具体例－柱書に該当しない場合

以下の行為は、その主たる目的は著作物に表現された思想又は感情の享受以外のところにあるものの、同時に、著作物に表現された思想又は感情を享受していることも否定できないことから、柱書は適用されず、著作権侵害になると解される。

⑲ 漫画の作画技術を身につけさせることを目的として、民間のカルチャー教室等で手本とすべき著名な漫画を複製して受講者に配布したり、購入した漫画を手本にして受講者が模写したり、模写した作品をスクリーンに映してその出来映えを吟味してみたりといった行為⁽²⁸⁾

文化庁著作権課の説明によれば、このような行為は、その主たる目的が漫画の作画技術の習得という点にあると称したとしても、一般的に同時に享受の目的もあると認められることから、柱書に該当せず、30条の4は適用されないものと考えられるとしているが、わずかでも「著作物に表現された思想又は感情」の享受の目的があれば、一律に30条の4の適用が否定されると考えるべきかどうかについては検討の余地があり得ると考える。

⑳ 家電量販店においてテレビの画質をアピールしたいという目的で店が映画を上映する場合⁽²⁹⁾

家電量販店のテレビの画質を示したい目的があったとしても、ある映画の一部分の映像的効果ないしは短くてもストーリー的な効果は客に知覚させており、享受させていることから、30条の4柱書の適用はないと考えられる。

エ 具体例－判断が分かれ得る場合

以下の行為は、「その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」ための行為であるか否か、その判断が分かれ得る場合である。

㉑ パロディのために著作物を利用する行為⁽³⁰⁾

パロディは原作品に表現された思想又は感情を享受させない利用と捉えることができるのであれば、パロディに30条の4柱書の適用を認めることができるのではないかという考え方が示されている一方⁽³¹⁾、何らかの形で原作品の持つメッセージ、すなわち思想又は感情が伝わっているからこそパロディとして成立することを前提にすれば、パロディに30条の4柱書の適用をすることは難しいのではないかという考え方も示されている⁽³²⁾。

この点、立法過程では、パロディは今後の検討課題として位置付けられていたことからすれば、30条の4が適用されることは前提にしていけないのではないかとも思われる（平成29年4月の文化審議会著作権分科会報告書⁽³³⁾66頁参照）。

3. 著作権法47条の4について

(1) 著作権法47条の4の内容（電子計算機における著作物利用に付随する利用等）

著作権法47条の4は、電子計算機における利用を円滑または効率的に行うための付随的利用の場合（第1項）、電子計算機における利用の状態維持または回

復のための利用の場合（第 2 項）においては、その必要と認められる限度において、著作物の利用を認める規定である。

これらの行為は、主たる著作物の利用行為の補助的・補完的な行為にすぎず、主たる著作物の利用行為とは別に著作物の新たな享受の機会を提供するものではなく、独立した経済的重要性を有さないものと評価できることから、その必要と認められる限度において、著作物の利用を認めることとしたものである。

以上の意味において、47 条の 4 も、30 条の 4 と同様に、2. (1) で述べた第 1 層に相当すべき行為態様（「権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型」）について、権利制限規定を整備したものであることができる。

なお、上記行為態様に該当する場合であっても、「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる」（47 条の 4 第 1 項及び第 2 項本文但書）場合は、当該著作物の利用は認められない。

（2） 47 条の 4 第 1 項（電子計算機における利用を円滑または効率的に行うための付随的利用）の具体例

ア はじめに

47 条の 4 第 1 項は、「次に掲げる場合（注：1 号ないし 3 号規定の場合）その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行う為に当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合」には著作物の利用を認めている。

そして、「次に掲げる場合その他これらと同様に…」と記載されていることから、「次に掲げる場合」すなわち、例示である 1 号ないし 3 号の場合と同様でなければ柱書は適用されず、30 条の 4（「次に掲げる場合その他の…」と規定）のように 1 号ないし 3 号から外れたところが全て柱書で引き受けられるわけではなく、1 号ないし 3 号の例示に当たらない場合でかかる例示と価値的に同等、すなわち、「電子計算機における利用を円滑又は効率的に行う」機能を持っていれば、柱書の適用により権利制限の対象になると考えられている⁽³⁴⁾。

以下、具体例を挙げて第 1 項各号に該当する場合、あるいは柱書の適用があるか否かについて紹介

する。

イ 具体例－第 1 項各号に該当する場合、及び柱書が適用される場合

以下の行為は、「当該著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行う為に当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする」行為であるから、第 1 項各号に該当し、あるいは柱書が適用され、著作権侵害にはならない。

㉒ ネットワークを通じた情報処理の高速化を行うためにキャッシュを作成する行為（第 1 項第 1 号）⁽³⁵⁾

第 1 項第 1 号には、電子計算機を用いて著作物を利用する際の情報処理の過程において、その情報処理を円滑又は効率的に行うため、メモリやハードディスク上で情報を蓄積する場合について規定されていることから、このような行為は第 1 項第 1 号に該当すると考えられる。

㉓ 動画投稿サイトの閲覧に伴うプログレッシブダウンロード（第 1 項第 1 号）⁽³⁶⁾

㉒と同様に、第 1 項第 1 号に該当すると考えられる。

㉔ 携帯型 CD 再生機で、音飛び防止のために、CD の内容を先に読み出してバッファリングしておく行為（第 1 項第 1 号）⁽³⁷⁾

㉒と同様に、第 1 項第 1 号に該当すると考えられる。

㉕ 情報通信の負荷低減のためのミラーリング（第 1 項第 2 号）⁽³⁸⁾

第 1 項第 2 号には、サーバーを他人のネットワーク送信の用に供することを反復継続して行う者が、ネットワーク送信の遅滞や障害を防止するために、多数のサーバーにアクセスを振り分けること等により負荷分担を図るために複製する場合や、ネットワーク送信の中継を効率的に行うために、キャッシュとして複製する場合について規定されていることから、このような行為は第 1 項第 2 号に該当すると考えられる。

㉖ 企業や大学等の団体において、団体内部の利用者が外部のウェブページにアクセスする場合の送信を効率的に行うために当該ウェブページの情報を境界サーバーにキャッシュとして一定期間蓄積する行為（フォワードキャッシュ）（第 1 項第 2 号）⁽³⁹⁾

㉔と同様に、第 1 項第 2 号に該当すると考えられる。

㉗ SNS の提供に際して、ユーザーがアップした大量のコンテンツを円滑かつ効率的に提供するための準備として、並列分散処理（例：HADOOP（登録商標））による情報処理を行うために複数の端末に当該コンテンツをコピーする行為（第 1 項第 3 号）⁽⁴⁰⁾

第 1 項第 3 号には、情報通信の技術を利用する方法により情報提供する場合において、当該提供を円滑又は効率的に行うための準備に必要な電子計算機による情報処理を目的として記録媒体への記録又は翻案を行う場合について規定されていることから、このような行為は第 1 項第 3 号に該当すると考えられる。

㉘ 携帯回線専用動画投稿サイト運営者が、ユーザーが投稿してきた動画を、携帯回線で利用する閲覧者にも円滑に提供できるようにするために、ファイル形式を携帯回線向けのものに統一する過程で行われる各種複製（第 1 項第 3 号）⁽⁴¹⁾

㉚と同様に、第 1 項第 3 号に該当すると考えられる。

㉛ インターネットサービスプロバイダがウィルスや有害情報等のフィルタリングを行うために行う複製行為（第 1 項柱書）⁽⁴²⁾

第 1 項 1 号ないし 3 号には直接該当しないものの、1 号ないし 3 号に該当する行為と同様に、著作物の電子計算機における利用を円滑又は効率的に行うために当該電子計算機における利用に付随する利用に供することを目的とする場合であることから、このような行為は第 1 項柱書が適用されると考えられる。

(3) 47 条の 4 第 2 項（電子計算機における利用の状態維持または回復のための利用）の具体例ア はじめに

47 条の 4 第 2 項は、「次に掲げる場合（すなわち、1 号ないし 3 号規定の場合）その他これらと同様に当該著作物の電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合」には著作物の利用を認めている。

そして、「次に掲げる場合その他これらと同様に…」と記載されていることから、「次に掲げる場

合」すなわち、例示である 1 号ないし 3 号の場合と同様でなければ柱書は適用されず、30 条の 4（「次に掲げる場合その他の…」と規定）のように 1 号ないし 3 号から外れたところが全て柱書で引き受けられるわけではなく、1 号ないし 3 号の例示に当たらない場合でかかる例示と価値的に同等であれば、柱書の適用により権利制限の対象になると考えられていることは第 1 項の場合と同様である。

以下、具体例を挙げて第 2 項各号に該当する場合、あるいは柱書が適用されるか否かについて紹介する。

イ 具体例－第 2 項各号に該当する場合

㉜ パソコンのメイン基板の修理を引き受けた業者が、基板修理の前に HDD の内容をバックアップし、修理後、元の HDD に書き戻す行為（第 2 項第 1 号）⁽⁴³⁾

第 2 項第 1 号には、記録媒体を内蔵する機器の保守又は修理を行う際に、当該記録媒体に記録されている著作物について、当該記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、当該機器の保守又は修理後に再び当該記録媒体に記録する場合について規定されていることから、このような行為は第 2 項第 1 号に該当すると考えられる。

㉝ 著作物が記録されたメモリを内蔵するスマートフォンを新しいスマートフォンに交換する際に、著作物の利用を行うことができる状態を維持することを目的として、古いスマートフォンのメモリから新しいスマートフォンのメモリにデータを移行させるために古いスマートフォンのメモリからデータを削除しつつ複製する行為（第 2 項第 2 号）⁽⁴⁴⁾

第 2 項第 2 号には、記録媒体を内蔵する機器をこれと同様の機能を有する機器と交換する際に、当該記録媒体に記録されている著作物について、当該記録媒体以外の記録媒体に一時的に記録し、当該同様の機能を有する機器に内蔵される記録媒体に記録する場合について規定されていることから、このような行為は第 2 項第 2 号に該当すると考えられる。

㉞ HDD レコーダーが故障した場合において、新しい HDD レコーダーに買い替えるに際し、HDD に録画していた TV 番組のデータを移動させるために、同データをバックアップし、新しい HDD レコーダーに記録する行為（第 2 項第 2 号）⁽⁴⁵⁾

③①と同様に、第2項第2号に該当すると考えられる。

③③ サーバーの滅失等に備えたバックアップ（第2項第3号）⁽⁴⁶⁾

第2項第3号には、サーバーを他人のネットワーク送信の用に供することを反復継続して行う者が、著作物のアップロードが行われているサーバーの記録媒体が滅失又は棄損してしまった際の復旧に備えて、バックアップを作成しておくような場合について規定されていることから、このような行為は第2項第3号に該当すると考えられる。

ウ 具体例－柱書の適用が問題となり得る場合

上述したとおり、上記1号ないし3号の例示に該当しない場合であっても、かかる例示と価値的に同等であれば、柱書の適用により権利制限の対象になると考えられているところ、以下のような行為については、第2項柱書の「電子計算機における利用を行うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復することを目的とする場合」が適用され、権利制限が認められるかどうか問題となり得る場合である。

③④ メディア変換のために複製する行為、例えば、
(a) 十数年前に購入した電子百科事典のデータを破損のおそれのあるCDから吸い上げ、コンピューターに保存する行為、(b) PlayStation（登録商標）本体がもはや手に入らないことから、PlayStation（登録商標）初代のゲームをNINTENDO SWITCH（登録商標）で遊べるようデータを変換する行為、あるいは、(c) もはや使用できなくなったガラケー用の音楽ファイルをスマホで聴けるように変換する行為（第2項柱書）⁽⁴⁷⁾

元のままでは利用できないデータを新たな機器で利用できるようにするとういう点に重きを置けば、「電子計算機における利用を行うことができる…状態に回復することを目的とする場合」といえ、適用可能であるとも思えるが、他方、例えば、上記(b)のPlayStation（登録商標）のゲームをNINTENDO SWITCH（登録商標）で利用できるようにする行為は、本来著作権者が想定していた利用態様（当時のPlayStation（登録商標）本体でのみ利用できる）を超えて、新たにNINTENDO SWITCH（登録商標）で利用できるようにしていることから、もはや「電子計算機における利用を行

うことができる状態を維持し、又は当該状態に回復する」ことを超えており、第2項柱書が想定する権利制限とは異なると考えられることから、柱書を適用すべきではないとも考えられる（あるいは、少なくとも第2項本文但書の「当該著作物の種類及び用途並びに当該利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し、第2項が適用されないとも考えられる）。

4. 著作権法47条の5について

(1) 著作権法47条の5の内容（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）

著作権法47条の5は、所在検索サービス（第1項第1号）、情報解析サービス（第1項第2号）、及び、電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、その結果を提供する行為であって、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令に定めるもの（第1項第3号）を行う場合、公衆へ提供・提示（送信可能化を含む）する著作物（ただし、既に公表又は送信可能化された著作物に限る。47条の5第1項において、「公衆提供提示著作物」と定義されている）について、各号の行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、その軽微利用を認める規定である。

これらのサービスは、電子計算機による情報処理により新たな知見又は情報を提供することには社会的意義が認められる一方で、著作物の利用の程度を軽微なものにとどめれば、基本的に著作権者が当該著作物を通じて対価の獲得を期待している本来的な転売市場等に影響を与えず、ライセンス使用料に係る不利益についても、その度合いは小さなものにとどまること、多くの場合、電子計算機による情報処理の結果得られる知見又は情報の質を高めようとすればするほど膨大な著作物を利用することが必要となり、契約により対応することが現実的に困難となることを踏まえ、権利制限の対象とする妥当なものと考えられることから、著作物の一部を軽微な形で提供できることとしたものである。

以上の意味において、47条の5は、2.(1)で述べた第2層に相当すべき行為態様（「権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型」）について、権利制限規定を整備したものといえることができる。

なお、上記行為態様に該当する場合であっても、「当該公衆提供提示著作物に係る公衆への提供又は提示が著作権を侵害するものであることを知りながら当該軽微利用を行う場合その他当該公衆提供提示著作物の種類及び用途並びに当該軽微利用の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる」(47条の5第1項本文但書)場合は、当該著作物の軽微利用は認められない。

(2) 47条の5第1項第1号(所在検索サービス)の具体例

ア はじめに

47条の5第1項第1号は、「電子計算機を用いて、検索により求める情報が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別番号その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供する」行為を行う者につき、公衆提供提示著作物について、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、軽微な利用を認める規定である。

以下、具体例を挙げて1号に該当する場合について紹介する。

イ 具体例-1号に該当する場合

以下の例は、「電子計算機を用いて、検索により求める情報が記録された著作物の題号又は著作者名、送信可能化された検索情報に係る送信元識別番号その他の検索情報の特定又は所在に関する情報を検索し、及びその結果を提供する」行為を行う者が、公衆提供提示著作物を、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、軽微に利用する場合であることから、1号に該当し、著作権侵害とはならない。

- ③⑤ 特定のキーワードを含む書籍を検索し、その書誌情報や所在に関する情報の提供に付随して、書籍中の当該キーワードを含む文章の一部分を提供する行為(書籍検索サービス)⁽⁴⁸⁾ - 例えば、Google(登録商標)Books⁽⁴⁹⁾のようなサービス
- ③⑥ テレビやラジオで自分の関心のあるキーワードやフレーズがいつどのような形で放送されたかを調べることができるサービス(テレビ番組検索サービス)⁽⁵⁰⁾ - 例えば、TVEyes⁽⁵¹⁾のようなサービス
- ③⑦ 街中の風景を撮影したものでデータベースを構

築し、ユーザーが周囲の風景を撮影し検索することで、所在地の店舗情報等を提供するサービス(街中風景検索サービス)⁽⁵²⁾ - 例えば、Google(登録商標)STREET VIEW(登録商標)を活用したサービスが考えられる

- ③⑧ 利用者が録音した音声に含まれる楽曲を検索し、その結果提供に付随して、楽曲の一部分を提供する行為(楽曲検索サービス)⁽⁵³⁾

(3) 47条の5第1項第2号(情報解析サービス)の具体例

ア はじめに

47条の5第1項第2号は、「電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供する」行為を行う者につき、公衆提供提示著作物について、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、軽微な利用を認める規定である。

以下、具体例を挙げて2号に該当する場合について紹介する。

イ 具体例-2号に該当する場合

以下の例は、「電子計算機による情報解析を行い、及びその結果を提供する」行為を行う者が、公衆提供提示著作物を、その行為の目的上必要と認められる限度において、当該行為に付随して、軽微に利用する場合であることから、2号に該当し、著作権侵害とはならない。

- ③⑨ 大量の論文や書籍等をデジタル化して、検証したい論文との文章の一致について解析を行い、他の論文等からの剽窃の有無や剽窃率等の情報の提供に付随して、剽窃箇所に対応するオリジナルの論文等の本文の一部分を表示する行為(論文剽窃検証サービス)⁽⁵⁴⁾
- ④⑩ 特定の店舗、企業、施設、人物等についての評判に関する情報について、ブログや新聞、雑誌等で掲載されているのか等を調べることのできるサービス(評判情報分析サービス)⁽⁵⁵⁾
- ④⑪ 過去の症例、治療方法、薬効等に関する様々な情報から最適な治療方法を分析し、その結果提供に付随して、文献等の一部を提供する行為(医療支援サービス)⁽⁵⁶⁾

(4) 47条の5第1項第3号(電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、その結果を提供する行為であって、国民生活の利便性の向上に寄与するものとして政令に定めるもの)の具体例

現時点において、政令で定められたものはないものの、「電子計算機による情報処理により、新たな知見又は情報を創出し、その結果を提供する行為であって、国民生活の利便性の向上に寄与するもの」については、政令により定められた場合は、47条の5第1項の適用が認められることとなる。

5. 終わりに

以上、具体的な適用場面を挙げて説明したとおり、改正法によって、これまでは著作権者の許諾なしでは認められていなかった利用目的や場面においても、著作物の利用が可能となった。これにより、IoT・ビッグデータ・人工知能などの技術を活用して、大量の情報を集積し、組み合わせ、解析するというニーズを満たすことができるようになったという意味において、これまでより一層、著作物の利用の円滑化が図られることとなったといえる。

なお、法改正の過程で著作物の利用の円滑化という観点で議論されてきたニーズのうち、今回の法改正においても手当てされなかったものも依然残っている。例えば、新型コロナウイルス禍により現時点では停滞しているものの、将来的には、訪日外国人の増加に伴い必要性が高まることが予測される自動翻訳サービス⁽⁵⁷⁾や機械翻訳サービス⁽⁵⁸⁾といったサービスについては、依然として著作権侵害の可能性が残っており、著作物の利用の円滑化という観点から考えれば、今後の法改正による手当てが期待されることである。

以上

(注)

- (1)文化庁長官官房著作権課「著作権法の一部を改正する法律案 概要説明資料」(2018年)表紙
- (2)座談会「平成30年著作権法施行に伴う柔軟な権利制限規定による著作物の利用拡大とこれからの課題(上)(中)(下)」NBL1143号~1145号(2019年)の(上)5頁
- (3)文化庁長官官房著作権課前掲注(1)1頁
- (4)例えば、文化庁著作権課「解説 著作権の一部を改正する法律(平成30年改正)について」コピーライト692号(2018年)22頁以降、前田健「柔軟な権利制限規定について『平成30年著作権法改正の評価と課題』」2019年1月13日明治大学知的財産法政策研究所(IPLPI)シンポジウム、奥邨弘治「柔軟な権利制限規定の柔軟な解釈~平成30年著作権法改正の解説~」2019年度北海道大学サマーセミナー、上野達弘「著作権法改正+改正案」日本弁理士会研修所令和元年度会員研修テキスト、座談会前掲注(2)4頁以降、澤田将史「著作権法の一部を改正する法律(平成30年改正)の概要」知財ふりむ 2018年10月など。

- (5)http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakukuen/pdf/h2904_shingi_hokokusho.pdf
- (6)文化庁著作権課前掲注(4)28頁
- (7)文化庁著作権課前掲(4)29頁
- (8)文化庁著作権課前掲注(4)34頁
- (9)文化庁著作権課前掲注(4)34頁
- (10)上野達弘前掲注(4)2頁
- (11)奥邨弘治前掲注(4)22頁
- (12)文化庁著作権課前掲注(4)34頁
- (13)奥邨弘治前掲注(4)22頁
- (14)文化庁著作権課前掲注(4)34頁
- (15)小野田委員「第196回国会 文教科学委員会 第9号」
- (16)文化庁著作権課前掲注(4)34頁
- (17)文化庁著作権課前掲注(4)34頁
- (18)奥邨弘治前掲注(4)23頁
- (19)奥邨弘治前掲注(4)23頁
- (20)奥邨弘治前掲注(4)23頁
- (21)上野達弘前掲注(4)2頁
- (22)座談会前掲注(2)の(上)17頁
- (23)上野達弘前掲注(4)3頁
- (24)文化庁著作権課前掲注(4)34頁
- (25)座談会前掲注(2)の(上)21頁
- (26)座談会前掲注(2)の(中)36頁
- (27)文化庁著作権課前掲注(4)35頁
- (28)文化庁著作権課前掲注(4)34頁・60頁
- (29)座談会前掲注(2)の(上)17頁
- (30)前田健前掲注(4)24頁
- (31)座談会前掲注(2)の(上)13頁
- (32)座談会前掲注(2)の(上)13頁
- (33)文化審議会著作権分科会前掲注(5)
- (34)座談会前掲注(2)の(中)36頁
- (35)文化庁著作権課前掲注(4)36頁
- (36)上野達弘前掲注(4)6頁
- (37)奥邨弘治前掲注(4)38頁
- (38)上野達弘前掲注(4)6頁
- (39)澤田将史前掲注(4)11頁
- (40)上野達弘前掲注(4)6頁
- (41)奥邨弘治前掲注(4)39頁
- (42)文化庁著作権課前掲注(4)36頁
- (43)奥邨弘治前掲注(4)41頁
- (44)文化庁著作権課前掲注(4)37頁
- (45)奥邨弘治前掲注(4)41頁
- (46)上野達弘前掲注(4)7頁

- (47) 前田健前掲注 (4) 33 頁
- (48) 文化庁著作権課前掲注 (4) 39 頁
- (49) <https://books.google.co.jp>
- (50) 前田健前掲注 (4) 41 頁
- (51) <http://www.tveyes.com>
- (52) 前田健前掲注 (4) 41 頁
- (53) 澤田将史前掲注 (4) 15 頁
- (54) 文化庁著作権課前掲注 (4) 39 頁
- (55) 前田健前掲注 (4) 41 頁
- (56) 澤田将史前掲注 (4) 16 頁
- (57) 訪日外国人の滞在を快適にする情報や災害情報などの日本語のコンテンツを外国語に自動翻訳して、閲覧あるいは公衆送信できるようにするサービス。例えば、屋内外の看板や案内図、食堂のメニュー表等について利用者が端末をかざして撮影した画像を事業者のサーバーに送信すると言語情報が利用者の使用言語に翻訳されて表示されるようにするサービスや、これらの情報や交通機関の交通情報等をあらかじめサー

ビス事業者が自ら保有するサーバーに入力しておき、サービス利用者の端末からサービス事業者のサーバーに位置情報等が送信されると、当該情報のうち一定のものを利用者の使用言語に翻訳して提供するサービスが想定されている。このほか、インターネット上の情報を事業者が翻訳して利用者に提供することも想定されている。文化審議会著作権分科会前掲注 (5) 20 頁参照。

- (58) ①システムの利用者が翻訳の対象としてシステムに入力した原文に近い用例をデータベースから検出し、その差分によって翻訳文を作成する「用例ベース翻訳」と、②データベースとして蓄積された用例を統計的処理してモデル化した上で翻訳文を作成する「統計的機械翻訳」の方法があるとされている。いずれの方式であっても、現実世界に存在する翻訳用例をシステムに取り込み蓄積した上で、翻訳結果を出力することになる。文化審議会著作権分科会前掲注 (5) 22 頁参照。

(原稿受領 2020.8.24)

パンフレット「弁理士info」のご案内

内容

知的財産権制度と弁理士の業務について、イラストや図を使ってわかりやすく解説しています。一般向き。A4判22頁。

価格

一般の方は原則として無料です。
(送料は当会で負担します。)

問い合わせ/申込先

日本弁理士会 広報室
e-mail: panf@jpaa.or.jp
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-4-2
電話: (03) 3519-2361(直)
FAX: (03) 3519-2706

